

鶴ヶ島市ホームページバナー広告表現ガイドライン

(平成25年3月27日決裁)

1 趣旨

このガイドラインは、鶴ヶ島市ホームページのページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、鶴ヶ島市ホームページ有料広告掲載基準第5項(広告画像の規格)に規定する広告表現に関する基準として定めるものとする。

2 禁止事項

広告画像は次に掲げる表現を含んではならない。

- (1)「閉じる」、「いいえ」若しくは「キャンセル」等の操作手順を模したボタン又はラジオボタンを使用するもの。
- (2)アラートマーク(「警告」、「注意」その他あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの)、アニメーション又はフラッシュ等の点滅するもの。
- (3)プルダウンメニュー(あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの)が表示されているもの。
- (4)テキストボックス(あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの)が表示されているもの。

3 GIFアニメーション

GIFアニメーションを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1)コントラスト(明度差)の強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2)画面の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とする。
- (3)画面が点滅するものは、点滅間隔を0.4秒以上とする。

4 ALT属性

バナー広告の画像には、内容を的確に示すため、ALT属性を付けるものとする。

5 市ホームページとの区別

次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため禁止する。

- (1)市ホームページと類似の色調又は字体を使用するもの。
- (2)インターネットアンケート、教育相談、その他市政を連想させる表示を行うことにより、市の事業と誤解をされるおそれのあるもの。

6 色調

広告は、文字色と背景色のコントラスト(明度差)を十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取りするなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

7 解像度

文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い鮮明に見えるようにしなければならない。

8 適用

このガイドラインは、平成25年4月1日から適用する。